ご案内

ご意見を募集します～町田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案を作成しました。

この案について皆さんのご意見をお寄せ下さい。

資料の閲覧・配布場所　企画政策課（市庁舎4階）、各市民センター、各市立図書館等（町田市ホームページでもご覧いただけます）

※資料の閲覧・配布は9月24日㈭からです。

意見提出方法　書面に、ご意見・住所・氏名・電話番号を明記し、9月24日～10月23日（消印有効）に直接、郵送、FAXまたはEメールで企画政策課（〒194―8520、森野2―2―22、FAX050・3085・3082、E-mail mcity2040@city.machida.tokyo.jp）へ。

【注意事項】

○書式は自由です。

○電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。

○ご意見に対する個別回答は行いません。

○公序良俗に反するもの、特定の団体、個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。

○寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、12月ごろに町田市ホームページに掲載します。

問企画政策課☎724・2103

子どもの医療費助成制度医療証の更新を行います

【医療証を郵送します】

有効期間が平成27年9月30日までの㊨・㊐医療証をお持ちの方で、10月1日以降も資格が継続となった方、申請により新たに10月1日から医療証の資格を得た方に、9月末に医療証をお送りします。また、所得限度額（左表を参照）超過のため、10月1日からの㊐医療証の資格を得られなかった方には、「資格消滅通知書」をお送りしました。9月末までに医療証または通知書が届かなかった場合はご連絡下さい。

【該当すると思われる方は申請を】

㊨医療証は、保護者の所得制限がありません。現在お持ちでない方は、交付申請の手続きをして下さい。

㊐医療証は保護者の所得制限があります。制度に該当すると思われる場合は、早めに交付申請の手続きをして下さい。

※生活保護を受給している方は対象外です。

問子ども総務課☎724・2139 FAX050・3101・8377

㊐医療証　平成27年度　所得限度額表

扶養人数	所得限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円
1人増えるごとに38万円加算	

※扶養人数は平成27年度（26年分）のものです。

※左記の所得限度額表は、一律控除額8万円を加算して表示しています。

※所得（給与収入の場合は給与所得控除後の金額）から控除可能なものを控除した金額が制度上の所得額です。控除可能なものは、町田市ホームページをご覧いただくか、子ども総務課へ。

養育家庭体験発表会

【雨が降らなければ虹はでない】

さまざまな理由で親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを、家庭に迎えて育てている「養育家庭制度」（ほっとファミリー）を知っていただくために、養育家庭の体験発表会を行います。

※東京都と共催です。

※保育希望者以外は直接会場へおいで下さい。

日10月17日㈯午後2時～4時

場生涯学習センターホール

内体験発表、養育家庭「横堀ホーム」を運営する横堀三千代氏の講演

定150人（先着順）

※保育希望者は10月16日までに電話で子ども家庭支援センターへ。

問子ども家庭支援センター☎724・4419 FAX050・3101・9631

健康講座　老いと病の付き合い方

【多病息災でゆっくりと長生き】

対市内在住の60歳以上の方

日10月13日㈫午後1時30分～3時

場鶴川市民センター

内医療ジャーナリストによる講義、簡単な運動等

講長寿医療ジャーナリスト・阿奈靖雄氏

定30人（申し込み順）

申往復ハガキに講座名・住所・氏名（ふりがな）・電話番号・年齢を明記し、10月5日まで（必着）に、町田市老人クラブ連合会（〒194―0022、森野1―1―15、わくわくプラザ町田3階）へ。

問同クラブ連合会☎725・4613、町田市高齢者福祉課☎724・2141 FAX050・3101・6180

福祉講座

【障がい者への虐待について学ぶ】

身近に起こっている障がい者虐待の事例を通して虐待防止について考え、学びます。

※手話通訳・要約筆記があります。

日10月14日㈬午後6時30分～8時30分

場市庁舎

講弁護士・浦崎寛泰氏

定60人（申し込み順）

申氏名（ふりがな）・電話番号を明示し、10月9日までに電話またはFAXでひかり療育園（☎794・0733 FAX794・0772）へ。

※定員に達した場合のみ連絡します。

多様な働き方セミナー

対事業主、人事労務担当者等

日12月2日㈬①午前10時30分～午後0時30分②午後1時30分～3時30分

場八王子労政会館（八王子市）

内①非正規社員を取り巻く現状と課題　他②事例・裁判例からみるトラブル

講法政大学法学部講師・山本圭子氏

定60人（申し込み順）

申希望講座日時・氏名（ふりがな）・電話番号・会社名・所在地を明示し、電話またはFAXで東京都労働相談情報センター八王子事務所（☎042・643・0278 FAX042・645・7185）へ（TOKYOはたらくネットホームページで申し込みも可）。

問産業観光課☎724・2129 FAX050・3101・9615

小川・鶴間地区の住居表示の実施に関する公聴会を開催します

町田市議会建設常任委員会は、平成27年第3回市議会定例会で市長から提案された、小川・鶴間地区の住居表示実施に関する議案を審査するために、公聴会を開催します。

この公聴会は、市長から提案のあった同地区の新しい町区域と町名の案に対し、住民から変更の請求（南町田の名称について、鶴間の地名が残るように検討を求めるもの）が提出されたことから、審査の参考にするために住民の方（公述人）から、議案に対する賛否の意見を聞くものです。

日11月6日㈮午前10時から

場市庁舎3階　第1委員会室

定30人（先着順）

申当日の午前9時30分から市庁舎3階エスカレーター先のカウンターで受け付け。

▼公述人を募集します

対該当区域内（下図参照）に在住、または事業所等を有する方

定6人以内（原則抽選〔賛成者と反対者の一方に偏らないように委員会で選考〕、結果は10月下旬に通知）

申公述人申出書に住所・氏名（ふりがな）・電話番号・案件に対する賛否・意見を述べようとする理由を明記し、10月16日午後5時まで（必着）に、直接または郵送で議会事務局（市庁舎3階、〒194―8520、森野2―2―22）へ。

※公述人申出書は議会事務局で配布します（町田市議会ホームページでダウンロードも可）。また、該当区域内各戸にチラシを配布します。

◇

※公聴会は町田市議会ホームページで生中継を行います。

問公聴会に関すること＝議会事務局☎724・2550 FAX050・3161・7663、住居表示に関すること＝土地利用調整課☎724・4254 FAX050・3161・6271

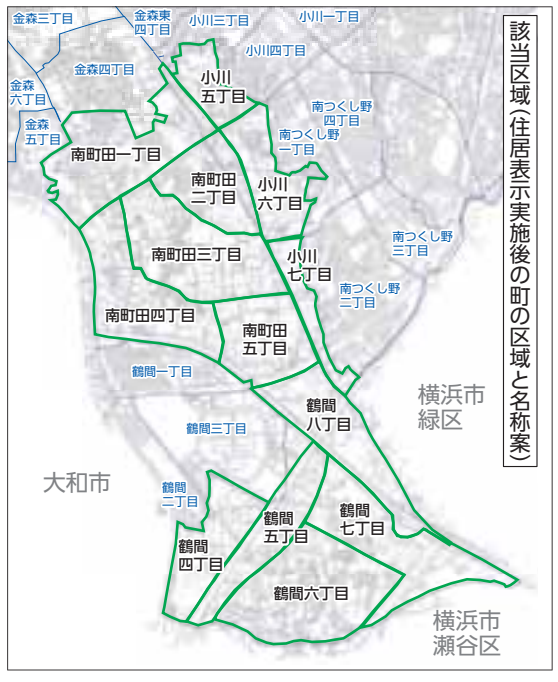

10月1日は「浄化槽の日」です

◆適正な維持管理を心がけましょう◆

【浄化槽をご使用の方へ】

浄化槽は、微生物などの働きを利用して汚れた水をきれいにする装置で、維持管理がとても大切です。

浄化槽をお使いの方には、浄化槽法による3つの義務が定められています。

①保守点検…1年に3回以上浄化槽の装置・付属機器の点検や消毒剤の補充などを行います。市に登録されている浄化槽保守点検業者に委託して下さい。

②清掃…1年に1回以上、槽内にたまった汚泥等を引き抜きます。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼して下さい。

③法定検査…1年に1回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかを検査します。都知事指定検査機関である（公財）東京都環境公社に申し込み、実施して下さい（今年度から検査機関が変更になりました）。

これら3つの義務を果たし、環境にやさしい快適な生活を実現しましょう。

※下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に届け出をお願いします。

【市の職員が訪問します】

浄化槽は、維持管理を怠ったり使い方を誤ると、放流水の水質が悪化し、悪臭の原因になります。浄化槽を適正に維持管理していただくため、市の下水道整備課職員が浄化槽を使用している世帯を訪問し、使用状況の確認や維持管理方法の説明をします。ご協力をお願いします。

※訪問の際は、職員証または身分証明書を携行しています。

訪問期間　10月～2016年3月

問下水道整備課☎724・4306 FAX050・3161・6537

町田産新鮮野菜がいっぱい！ベジ市☆
日9月24日（木）午前11時～午後1時（売り切れ次第終了）
問農業振興課☎724・2166